

鶴岡市農業委員会第34回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和2年9月10日(木) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 7番 石塚 治己 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出 席 推進委員	1番 小南 美弥子 2番 佐藤 康弘 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	6番 今野 喜好 農業委員 8番 木村 充 農業委員 3番 原田 政幸 推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 主査 黒井 布美 主査 渡部 宏一 専門員 伊藤 豊 調整専門員 金内 かな 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後1:30
議 長	本日の欠席届は6番 今野喜好 委員、8番 木村充 委員、3番 原田政幸 推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第34回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。4番 土岐 善久 委員、5番 重松 美鈴 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日より一日限りとしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について 報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について</p> <p>を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について》
	(説 明) 《報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。</p> <p>これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件ですので各担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。11番佐藤克久推進委員。
11番 推 進 委 員	<p>11番推進委員佐藤です。9月4日石塚委員と私と事務局佐藤さんの3人で現地調査に行ってきました。</p> <p>鶴15の湯野沢の農地ですが、現況は草が生い茂っている状態で耕作放棄されました。近所の農業法人である青山農場が買うということですので、そうなれば今よりは農地として適切に管理していくのではないかと思います。</p> <p>鶴16は窪畑の畑ですが、ここも状況は草木が生い茂って耕作放棄されている状態でした。話を聞きますと■■さんがこの畑を買ってソーラー発電営農型を行うとのことで、パネル下には花木であるユーカリを植えたいということでした。この鶴16の畑の隣ですでに他の人がソーラー発電をしている状況ですし、この畑の周囲に道路があるのでソーラーパネルが建ったとしても日当たり等には影響ないかと思われま</p>
議 長	7番石塚委員。
7 番 委 員	<p>7番石塚です。12ページ鶴7鶴8の案件について報告します。先ほど事務局より丁寧な説明があったので用紙を見ただけであればわかると思いますが、■■さんは先の震災で被災され鶴岡に移ってきた方だそうです。何らかの形で鶴岡に貢献したいということで農地を借りて農業を始めるということでした。先ほどの説明のとおり、羽黒の樹園地、柿畑とこの農地を合わせて五反歩を借りて耕作するということでもあります。現状としては里芋等を丁寧にきれいに栽培されており、この方については東部の渡部幸也委員が中に入ってお手伝いをしてくれているということもありまして、問題のない案件であると確認してきました。以上です。</p>
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	5条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 7番 石塚委員。
7番委員	7番 石塚です。鶴8の案件ですが、公簿地目が田、現況地目が宅地ということでこの土地に関しては土盛りがしてありましたが、きれいに草刈り等はされておりました。周囲が住宅、道路に挟まれているということで周囲の農地に対する影響はないものとみてきましたので許可すべきであろうと判断してきました。 鶴9ですが、こちらは先月の部会にかかった案件のすぐ隣の土地になります。今は葉物が丁寧に栽培されており、現状では畑の状況であるということで適切な管理がされていたということで報告いたします。以上です。
議 長	1番 五十嵐委員。
1番委員	1番 五十嵐です。温1の申請人■■■さんは親子でして、家の前の小屋を解体して住宅1棟を建築するという事です。地図で見ますと畑が結構あるように見えるのですが実際はそれほどではなく、ほんの家庭菜園程度のものでこの出っ張った部分が少し引っかかるということで許可申請を出しているようです。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)

議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案3号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。 続きまして、議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《 議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について 》
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については原案通り決しました。 以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《 農業者年金の裁定請求について 》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら、これをもちまして第34回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後1:55
	議 長 _____ 鈴 木 裕 _____ 議 事 録 署名委員 _____ 土 岐 善 久 _____ 議 事 録 署名委員 _____ 重 松 美 鈴 _____